

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 9 回定例
8 月 6 日（水）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 8 月 6 日に教育委員会第 9 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 8 月 6 日 (水) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 15 時 15 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委員長職務代理者 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 興 直 孝 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 水 元 敏 夫 | 教育監 | |
| | | 池 田 和 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 高 橋 雄 幸 | 健康安全教育室長 | |
| | | 山 本 知 成 | 教育政策課長 | |
| | | 中 川 好 広 | 情報化推進室長 | |
| | | 平 松 明 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 須 山 智 佐 子 | 福利課課長補佐 | |
| | | 林 剛 史 | 義務教育課長 | |
| | | 渋 谷 浩 史 | 高校教育課長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育課長 | |
| | | 北 川 清 美 | 社会教育課長 | |
| | | 増 田 曜 子 | 文化財保護課長 | |
| | | 福 永 秀 樹 | スポーツ振興課長 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 総合教育センター所長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 義務教育課人事監 | |
| | | 長 井 利 樹 | 高校教育課参事兼課長補佐 | |

4 その他

(1) 報告事項 1 ~ 4 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、斉藤委員に願います。

第19号議案 平成26年度県議会 9月定例会に提出する報告書

委 員 長： 前回定例会からの継続審議であるが、議案書1頁「第19号議案 平成26年度県議会 9月定例会に提出する報告書」について、山本教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

第1章から御意見をいただきたいとのことであったので、そのよう
に願います。

興 委 員： 確認だが、事務局が作成した報告書案で教育委員からの意見を総括評
価の前段に持ってきたとのことだが、例えば第1章の前段はどこまで
なのか。

教育政策課長： 各委員からいただいた御意見は、「総括評価」の部分にある。

興 委 員： 他の章も同じか。

教育政策課長： そうである。

興 委 員： 従来は最初に「目標」があって、その後に「総括評価」と「今後の施
策展開」があるという構成になっていた。今回は、従来総括評価を
「成果と課題」に落とし込んで「総括評価」を入れている。私が発言
した「総括評価が必要」という趣旨は、「本当の評価がほしい」という
ことである。重要であるかどうかではなく、遂行した事業の評価が何
であるかが教育委員会の点検評価のポイントである。今回、事務局か
ら教育委員に総括評価の作成依頼があったが、この資料の第1章で
「総括評価」に全部で7つの意見があるが、総括評価はどういうつも
りの総括評価だったかという認識を改めて共有しておかないと、まと
め方も変わってくるのではないか。

評価は基本的に、事業の遂行に伴う成果をどう捉えるかである。だか
らこそ、今後の施策展開に生かしていく、という流れであった。しか
し、この報告書では総括評価が全体の中でどのような意味を持っている
のか、概観したところ分かりにくい。総括なのかもしれないが、そ
うだとすると、せっかく上にある成果指標の達成状況や進行管理指標
の達成状況というそれぞれの達成状況評価をどう受け止めて、どう考
えたかが重要であり、それが意見の重要なポイントである。

念のため、私の意見はどこか教えてほしい。

教育政策課長： 6番目と7番目である。

興 委 員： 特に7番目は、これまでの解析でどうであったかを書いてあった。活
性化とか事務局の広報・広聴活動の充実、それに対する県民の関心が
どうかについては、成果指標の達成状況からはあまり見えてこない、

あまり関心が高まっていないという評価であった。それについては外部有識者からも「これほど問題が起きているのにどうしてだろう」という問題提起があった。このことは教育委員会において極めて重要な問題であると思う。この7番目の指標の見方について、何をしていけば教育委員会の活動が活性化され、事務局の機能が生かされてくるのかという視点で、特に事務局に関連しては指導主事の役割の重みを特に取り上げる必要がある。7番目の想いはそのような趣旨である。

また、「頼もしい教職員の養成」について色々な評価が出ているが、大事なものは項目の問題ではなく、ポイントを絞って資質の向上のための施策を高めていく必要があるのではないかと、ということである。最初から「頼もしい教職員の養成」の部分の施策が「教職員の人事評価制度」から始まっているが、人事評価制度から頼もしい教員を謳う必要はない。これだけ見では分からないので、報告書全体の中でこれがどのような位置付けになるのかを見ていただくと、この資料では最初に「頼もしい教職員の要請」の頭に「教職員人事評価制度の活用」として人事考課制度が出てくるが、これでは教職員もやりにくいのではないかと感じる。目線を変えて報告書をまとめるべきではないか。

さらに、今日は教育委員が書かれた総括評価が議論のポイントで構わないが、「成果と課題」の中に色々な意味での問題の指摘もある。しかし、課題の抽出につながっていくかといえそうではなくて、まだまだ不十分な点があると思った。

また、水元教育監から一言説明いただければありがたいが、武井教授から「教育委員会は点検評価をどのような視点でやるべきか」、「教育委員会の考え方をもっと出すべきである」との指摘があった。今回の武井教授の総括のポイントの一つがそのことであって、点検評価報告書の6頁に学識経験者からの御意見として書かれているが、「狭義の教育委員会の点検評価に関する問題をどう捉えるか。」である。この点は武井教授から厳しくお話があったと思うので、ここのところを我々に示しながら、点検評価の報告書を県議会に提出する必要があるのではないかと。

委員 長： 教育委員の皆さんの意見を入れたのはいいが、例えば7番目は演説調であるなど記述に統一感がない。もう少し焦点を絞って、2行ぐらいずつにまとめた方がよいと思う。

興委員： 前回は、委員の中でまとめ方を議論しようという話だったので、次回の定例会で最終決定ということで、今日の総括評価を全体としてどのような形でまとめられるか、知恵を出せばよいのではないかと。委員長が言われたようにこれを全部独立して羅列するような形ではなく、全体として意味があるように3～4点にまとめればよいと思う。

教育政策課長： 今回は、事務局で手を入れてまとめたものに加え、興委員から今朝いただいた御意見がそのままの状態になっているので、ばらつきがあって総括評価とは言いづらい部分がある。今日はこの資料をベースに議論

していただいて、その意見をまとめた最終形を次回の定例会で御確認いただくようにしたい。

委員 長： 視点についてであるが、武井教授をはじめ外部の方の視点は辛らつな部分があっても良いが、我々教育委員の視点は自己評価であるので、第三者的に評価するのではなく、自分たちがやったことに対して、教育委員会として自己評価という形にしていくべきである。

委員 員： 今の意見については、検討会でもそのような意見はあって、私は加藤委員長と全く同じことを総括させていただいたが、ある委員は「点検評価は教育委員会が行ったものを外部の第三者委員会が評価をしてまとめるべきだ」と主張された。しかし、それは地教行法で教育委員会に課せられた委任された権限とは違うので、「意見を集約した上で教育委員会としての総括をすることが必要だ」と申し上げた。

では何が大事かと言うと、教育委員会が執行状況の総括や具体的な点検評価など、指標の出し方とかを自分でやることである。それをしないとすると、それらのデータを蓄積されたものを基本的には尊重した上で評価をしていかなければならないから、ややパッシブである側面は否定できない。そのような意味で、自分が全ての実施主体というわけではないので、あくまで教育長が全体の総括をしてその遂行責任を持ち、それに対して教育委員会が観察して全体としての点検評価するかであり、隔靴搔痒の感は否めない。ただし、「あくまで責任は教育委員会全体として負わなければならない」という指摘があったことを報告しておく。

教育 長： 前回の議論を思い出してみると、総括評価は、第1章の目標である「いつでも、誰でも、どこでも学び続ける生涯学習社会の形成に向けた施策を推進する」ことが、「有徳の人」を育成するためにできたのかどうなのかという問いかけに対して、総括的に「こういう点はこうであった」とまとめる。ただし、あくまでも総括なので、この中にはもう少し下の段階で評価として移動できるものもあると思うので、あくまでも上の目標への問いかけに対してどうだったかということをして2、3行で答えるというような形の総括的な評価でいいのかなと思っている。ここで7つの御意見をいただいているが、中にはより具体的な取組の評価というか、平成25年度に行った取組の評価としてまとめていくものもあるので、それについては事務局の方で検討させていただければありがたい。そういう意味では、最初の意見にあるように、県民にまだまだ浸透していない中で「大人が学んでいる姿を子どもたちに見せるということ」が、目標の中にある「生涯学習社会の形成に向けて有意義なことである」というようなトーンは、まさに総括評価になるのではないかという感じがしている。そのため、事務局で項目を整理させていただければありがたいと思う。

委員 長： 武井教授も単純に我々を批判しているのではなく、我々に助け舟を出しているところがある。それは、教育委員会の各課が非常に多忙にな

っていて、自分のやっていることに追われて全体が見えていないのではないかとかいう指摘である。それから、武井教授の意見の最後に出てきているが、来年から始まっていく総合教育会議などの場で、教育委員会だけではできない部分を県知事や知事部局を巻き込んだ形で解決していかなければならないのではないかということである。特に第1章の生涯学習社会の形成についてであるが、我々は学校に対する影響力は強いが、学校でも私立学校に対する影響力はほとんどない。また、それ以外の生涯学習についても、特に文化面の活動について以前は教育委員会がやっていたが、今は知事部局に移管しており、芸術分野などはやはり活動をいかに県民に開放して参加していただくのが重要であるが、それは我々だけではできない。せっかく武井教授が助け舟を出してくれているので、我々にできないことは外に向かって訴えかけるような総括の仕方もあっていいと思う。

興 委 員： 今の提案については、私が提出した意見書を配っていただいた方がわかりやすいと思う。第1章の生涯学習やその後の社会との連携を含めて、教育委員会の諸施策だけでこれらの目標を判断することはできない。「教育委員会はこういう大きな目標のもとで、どんな施策をしているか」というのは、教育委員会のテリトリーでしか判断できないから、教育委員会が担当しているアクションプログラムの結果として、何が浮き彫りにされるかを書かないと駄目だと思う。そのため、知事部局を含めてきちんとコンセンサスをとってまとめたものを作成できればよいのだが、それはできないだろうから、そうであれば教育委員会の所掌に関する事だとしてこれを数行で収める訳にはいかない。大雑把にやるのではなく何が大事かと言うと、ここに書いてある目標は非常に抽象的過ぎるが、これを教育委員会がどのような観点からやるかといえば、個々の施策に落とし込んでいって施策ごとの評価しか従来はやっていなかった。しかもそれは到達度だけであった。しかし、今回は少なくとも目標レベルまで意識しながら解析をしようとするので、それは良いことだと思う。それをできたら数行ではなく、少しコンテンツのあるようなものにまとめていけば、それが教育委員会として教育の現場をどう捉えるかという報告になると思う。そういうものにしていかなければいけない。個々の言葉に縛られることなく、教育委員としてちゃんと把握することが必要ではないかと思う。

もう1つ提出した意見がある。事務局提出の議案書に縛られるのではなく、教育委員会としての点検評価の意識で、もう少し深い観点からレビューすることが必要ではないかということである。ただし、これについては、もともと検討会の意見書でも「教育委員会活動の執行権限を有する教育委員会自体の本質的な限界があるから、事実上の遂行責任者である教育長、事務局のあり方を厳しく点検評価することが法律で求められている」とした。この点についてということで、最後の「教育委員会は適切に執行しているのか、こうした目線での取組が必

要である」と検討会の意見書も反映できるよう、問題点を浮き彫りにさせて、「教育委員会としての総括を出すことが必要」と記載した。たまたま今回お出しいただいている総括評価が事務局の議案書をベースとしているため、個別論に走り過ぎているところはあるが、教育委員会としてその中でも特記すべきことはこの中に入れてもいいので、できたら今日教育委員の方々と議論をして、どういうものを報告書にしようかということを中心に模索する作業だったと思う。今までこういう議論はなかったが、委員長の言うように、どういう形にしようかということをし少し絞っていくべきである。

委員長： 章のはじめの「総括評価」と「成果と課題」、「今後の施策展開」があまり長すぎると、中に入らなくなってしまう。個々の問題を読ませるためには「こういうことを我々は総括しました」、「どういう重点課題に気が付きました」ということを書いておいて、それから個々の問題を読ませていくという手順だが有効である。皆さんの意見を聞いて長くなれば長くなるほど、「最初の部分を読んだらそれで終わり」という感覚に報告を受けた方が思ってしまう。そのため、目標は2行なので、総括評価は全体の流れの中で特徴的なことを書いて、4～5行でまとめられればと思う。

興委員： 私も委員長のおっしゃるとおり、総括評価は総括として重要だが、総括を見れば全体がわかるような、そういう教育委員会としてまとめたものとして形にしていけば、後は各論のことは読まなくても、何が触れられているかということで各論に入っていけばよいと思う。どこでもそうだが、エグゼクティブ・サマリーとは、そういう形になっていると思う。エグゼクティブ・サマリーを作るのが教育委員会としての点検評価である。そのため、概要だけをまとめてしまって、本質をうがつことのない点検評価になってしまうことを憂慮する。

委員長： 編集の仕方であるが、教育委員会は編集会議ではない。編集まで議論してしまうと、前に進まなくなる。

溝口委員： 方針があるので、その方針に対してすごく細かくまとめるのではなく、むしろ大きな柱に対してどうなのだというまとめで十分だと思う。そこがクローズアップされていないので、方針に対して振り返ることができない。もう一つ、思いが入ってしまっていて、具体的に「これをしました」というような総括になっている。前回の会議でも紹介したが、東京都の点検評価報告書を見ると、グラフでまとめてあったり、箇条書きで番号が書いてあったりしている。例えば「この部分は三つ課題がある」など、ビジュアル的にも文字数を減らしてもう少しコンパクトにまとめてもよいのではないか。

委員長： 全体としてはそんなに変わらないと思うが、その中で、もし個別に触れるとしたら、特にこのことについては、気付いてほしいというところを述べればいいのであって、それがなければ、のっぺりしていても仕方ないというのが一年の総括ではないかと思う。ただ、そののっぺ

りしては困る部分、県民に訴えたい部分があるのであれば、そのところだけは太字にすればよい。あれもこれもと全部載せてしまつては、読む側も読みたくなってしまう。読む側に安心感を与えるということも大事である。

また、あまりにも自信がなくて自虐的になっているのではないかという表現が武井教授の講評の中にある。やはり行政としては、あまりにも微細に自己批判をするのではなく、おおらかに物事を記載しながら安心感を与えつつ、「みんなでここは考えていきましょう」というような記述が適切なのではないかと思う。

齊藤委員：教育委員会の実際の事務局の活動のあり方を点検評価する際に、教育委員各自の目線で点検評価することが大切だというのは、まさにそのとおりだと思うが、指標の数値というものである程度は評価されているが、数値というのは数値に過ぎないので、数値が達成できても課題が全部解消されたことにはならない。逆に数値が未達成であっても、内容的には課題解決に近づいているようなこともあるかもしれないので、数値に加えて数値を補うような形で、コメントで総括評価することだと思う。それを数行にするかという問題については、ここにいる教育委員5人の個性が全然違うので、なかなか2行でまとめるのは難しいと思う。言葉遣いも表現も違うので、それを編集して一文にまとめるのは、なかなか難しい作業なのだと思う。そのため、敢えて一文にまとめないで、並列に書いてしまうというやり方でもいいかと思う。ただ、箇条書きにするにしても、もう少しコンパクトにしなければならない。

委員長：大きな問題と個別の問題と一緒にして箇条書きにされると、「教育委員会の頭の中はどうなっているのか」と言われそうなので、項目の大きな内容と小さな内容を分ける必要があると思う。それをどのようにするかは雑誌の編集でもそうだが、最終的には編集長一人にお任せするべきである。外部からいくら意見を言っても、最後のまとめは一人でやらないと文章が読みにくくなる。

溝口委員：優先順位というか、教育委員会が取り組んできたところを一番目に書くべきではないか。

高橋委員：一番訴えたいこと、目標に対しての総括的なところが載っていれば、私は良いような気がする。本当に細かいところまで記載するよりも、章ごとに一つ一つ総括評価をして、章ごとの目標に対して全体的にどうだったのかをまとめる。その中で特別訴えたいことがあれば、それを特記すればよいと思う。

委員長：何でも書いてあるが、何にも言っていないという文章にしないでほしい。役所の文章はそういうものが多い。何でも書いてある、だから、見ればわかるはずだ、けれども何にも言っていないという報告書だけは避けたい。

教育監：今、「総括評価」の認識をどのような形にするかということで議論さ

れていると思うが、基本的にはこれまでの事務局の進行管理チェック的なものから教育委員の評価というポジションが認識されていると思う。実際に興委員にもオブザーバーとしてアドバイザー会議に参加していただいたが、武井先生や松永先生の御意見をいただいた後で、その意見を事務局の職員で少し整理する中で議論をしてきた。例えば全体の構造について、また別の視点で成果目標について、さらには統計の母集団をどうとっているのか、時期をどうとっているのか、などについてである。

それから、3点目に武井先生が数値の不可解な下がり方に関する御発言をしているが、これはあくまでも先生の仮説だと思う。そうであれば、その点に対して十分な解析をしなければならない。そのため、今の段階で総括評価をどうするかという話と、全体像をもう一度見つめ直さなければならないという話がある。これは部局との関係もそうなのだろうが、例えば統計的な母集団の変更などはある程度もっと信憑性のある解析ができると思うので、そのようにできるところで事務局として対応していくべきなのだろうと思っている。他にも、体系の問題や部局との関係の部分については、相当時間のかかる議論をする問題なので、その総括の評価をここに入れるべきなのか、それとも分離して考えるべきなのかについては、皆様から御意見をいただければありがたい。事務局が機敏な対応をしなければならない課題もあるということも含めて、御指示をいただければ今後を含めてやり取りができると思う。

興 委 員： 3人の外部有識者から言われたのみならず、私自身も感じているのは、成果指標と進行管理指標が、やや走り過ぎていることである。従来から、静岡県全体として経営管理部から進行管理指標のようなものを作り、「最初からそれを目標に色々な政策を進めましょう」とそれを一般化して個々の事業がどう進化したのか、教育委員会も含めて全部まとめてきている。今までの教育委員会の点検評価も、その域を出ずにホッチキスで出ただけである。それについては検討会でも問題になり、「教育の成果を捉えていないのではないか」という議論にもなった。その部分にまだ引っ張られすぎており、また成果指標や進行管理指標になるようなものの構成要素が何であるか、明確に教育委員会としてこれは何を入れましょうというスタンスでやられていない。そのため、事務局がそういう形式でまとめてくると、結果としてA評価がいくら、B評価がいくら、C評価がいくらという視点になってしまっている。さらに何をどう入れるかということも、ややバランスを失っており、個々の事業の遂行と成果指標がマッチングしていない。成果指標だけは別途アンケート調査などをするのかもしれないが、それが個々の取組の結果として直接的にリンクするかどうかはわからない。そうすると、それを議論してたたき台をまとめてはいけないと感じる。前回の会議までの原案は基本的にはそれがベースとなっていた。しかし、そ

れでは教育委員会としての点検評価はできないと感じるので、思いきって生かすべきものは生かしつつまとめていく努力が必要であり、それを教育委員の皆さんから意見を出していただければ議論の方向性が見えるのではないかと思う。そのため、今回は間に合わないが、アクションプランのベースになっている成果指標や進行管理指標のやり方を教育委員会としてどう捉えるか考えていきたい。県全体の考えはあるとしても、教育行政の観点から捉えていこうとするのであれば、これが本当に適切かどうかも含めて、あり方論を内部で議論していかないとうとうしようもないと思う。そのような意味で、今日の話も、教育委員会の総括は何であるかを、章ごとにこだわらずに全章にわたった総括を出して、その上で章ごとにはどうなのかまとめてほしい。ただし、章ごとの総括はコンセンサスが得られると思うが、言いたいことについては各委員のお考えがあるので、箇条書きで可能な限り残しつつ、最後は「成果と課題」のようにまとめていけば、良いものができるのだろうと思う。私も行政出身であるので、このペーパーをもとに各委員のお考えをまとめて見れば、その上で教育長が言われるような2、3行ぐらいの総括もできると思うので、最初からこの総括評価を抜きにして2、3行にまとめるのではなくて、少なくともある程度は箇条書きで整理して、必要なものを残した上で2、3行の総括を章ごとに行い、その章ごとの総括を全体としてどうまとめるかが大切である。それがうまくできれば、教育委員会としてのエグゼクティブ・サマリーができるだろう。今日のこの資料が、画期的な1つのアクションであったと私は思う。

委員 長： 今回の目標の中で、数値目標が色々と議論になっているが、これはある意味で大きな改革の上での実験であった。今までの数値目標はやったかやらないかで、やった結果がどうであるかという第三者的な評価を取るよりも「自分たちが研修会をやりました」などの数値が出てきていた。しかし「それでは客観的ではない」という指摘があり、渋谷前教育政策課長が第三者的な評価ができるような数値目標をたくさん作ってくれた。「こんなに作って本当にできるか」という疑問もあったが、まずは一度やってみようということになった。自分たちを評価するのに第三者のアンケート調査の結果を入れていくと厳しくなる恐れもあるが、まずやってみようということであった。そのため、この数値自体がバラバラになったり、真実とは少し違うことになったりしたかもしれない。それは今回の反省点ではあるが、試行錯誤をしなかったときよりも今回の方が良かったと思う。そこをもう一度整理して、昔に戻るのではなく、今のやり方と昔のやり方の中でどこが大事なのかということ、次のときに考えていくということが必要なのではないかと思う。

溝口委員： 私も賛成である。数字に引っ張られているが、テストでも点数だけではなく、どこを間違えているのかとか何をやったのかということが一番

大事である。そこが見えなくなってしまうという懸念もある。

また、東京都の概要版では取組の状況が横の軸で見ていくとわかるようになっているが、今から検討して来年度からフォーマットを変更すれば、今回よりも見やすいものができるのではないか。他にも、今回学力向上のためにやってきた施策を箇条書きにして「これだけのアクションがありました」と書くこともできるので、数字だけに目がいてしまうのではなくて、例えば昨日の移動教育委員会でも地域支援課をどのように作ったかなどの報告があったが、具体的に何をやってきたかという内容を入れるといいと思う。

もう一つ、この報告書は県議会に出すことになる。東京都の報告書を見ると、定例会の回数、報告事項や議案の数など当たり前のことが抜けている。しかし、定例会や知事との意見交換会の回数、移動教育委員会の回数などについて、外部は評価していると思う。これでは本当に織り込まなければならない情報が欠落しているように思う。

興 委 員 員： 先程委員長が「渋谷前課長が苦労した」と言われたのは、成果指標を新しく入れたということか。

委 員 長： そうである。

興 委 員 員： 従来の経営管理部の指標は進行管理指標であり、そこに成果指標を入れたのだが、私が言いたいのは、成果指標と個々の政策が必ずしもマッチングしていないことだ。そのため、我々が工夫しなければならないのは、一つはチェックとレビューであるが、成果指標を少し作成し直すことである。そうすることで、個々の事業の本当の成果を捉えることができるようなものになってくるだろう。今のままだと、成果指標が個々の事業の成果となっていて、直接的にこれを見れば全貌が分かるようなものにはならない。生みの苦しみをされた努力は理解するが、個々の事業とのつながりはほとんど希薄である。1年やってきて課題が浮き彫りにされてきたと思う。しかし、教育監が言われるように、点検評価には教育委員会が何をどうしたとか定例会を何回やったなどの情報は当然提供しなければならないことだが、そのような情報がない。

また、法定上、できるものは教育長に委任して専決を認めるのだという観点で、それらを教育委員会がどう把握したのかといことをちゃんとまとめる必要がある。そうすれば、教育委員会は執行組織ではあるが、政策立案の部分と組織として委ねている部分が、教育委員会としてしっかり機能していることが浮き彫りにされる。むしろそのようなものを、教育委員会の総括として議会に出さなければならないと思う。「個別の施策を講じた」ということだけでなく、地教行法のシステムについて、教育委員会が把握してうまく機能していることを出せば、すごく実りある報告書になってくると思う。残された時間は短くても、そのようなまとめ方はすぐできるのではないか。

委 員 長： このような評価ではなく、実際に活動した日数や活動の状況などを載

せたらどうかということだが、これは別途項目を立てるのか。それともこの報告の中に加えるのか。

興 委 員： この報告に載せるのではないのか。

教育政策課長： この報告に数字を追加で記載することは可能だと思う。

委 員 長： 議会に報告するというのであれば、我々は議会に承認されて委員を務めているので、いかに多忙かを明らかにできるのではないか。他県の状況を見ても、週1回のペースで委員が招集されるような県はほとんどないと思う。私が教育委員に任命された当時は月に約2回のペースだったが、最近どんどん忙しくなって、今は週1回のペースになってきている。私が教育委員長になったことも理由かもしれないが、時には週2回のペースで勤務することもあり、非常勤で努められる限度を超えつつあるように感じる。そうすると、きちんとした仕分けをしていかないと非常勤の委員による教育委員会の運営が不可能になってしまう。また、教育委員の多忙な状況を報告すると、次になり手がなくなる心配もある。本業がなくて時間的に余裕がある人なら別だが、仕事を持っていて、その上で非常勤として務めるということに教育委員としての意義があるとされており、あくまで非常勤であることが前提である。それにもかかわらず、非常勤では務まらないような日程でやっているとしたら、運営自体が機能しなくなる。そこは注意しなければならない。そのため、どれだけの活動に参加しているかを報告することも必要だと思う。

ただ、前回は申し上げたが、成果指標も一つ一つ見ると矛盾がある。しかし全体で見ると必ずしも矛盾しておらず、Cの評価がついた項目は、一人ではできないことや、住民の協力を得るなどのことがなければ成果が出てこないようなことが、ほとんどである。そのため、自分たちでしっかりやっていけばよいということではなく、いかに地域の住民に訴えかけていくかが重要である。そして、それによって我々の仕事に対する評価も高まるのではないかと思う。今、コミュニティ・スクールを推進することや、移動教育委員会を昨年に比べて2倍の回数に増やすことなど、現実にやっていること訴えかけることが大事である。単にここで議論するのではなく、やっていることはやっている」と総括しても良いのではないか。

興 委 員： 加藤委員長が教育委員長をお引き受けになられたことで、それまでよりも出席すべき行事が増えたことはありうると思う。しかしそれ以外に、教育委員自身も定例会や臨時会の他に色々な会合に出席している。私も教育委員になって痛切に感じているが、ここで大事なことは、教育委員会がこれだけ多忙になって、本当に教育委員会の活動が活性化されてきているのかということを考えないといけない。そしてそれはどのような観点から考えるのかということ、基本的には教育委員会は政策立案機能を発揮するところであって、それに基づいて教育長に執行を託するのだというスタンスだと思う。そうであれば、それを越えたこ

とまで教育委員会自身がやっているのではないか。移動教育委員会のあり方の問題についても、またその他の問題についても、私たちはもっと真剣に考えなければならない。教育委員会の活動は、まさに定例会や臨時会のように、政策審議について徹底的に支援していくことが必要だろうと思う。そうだとすれば、限られた時間でうまく活用できるのではないか。多忙化していることの良し悪しは別として、実際に多忙化しているが、やり方も戦略的に考えなければならないという問題提起をさせていただく。

委員 長： 事務局に任せるべきところは任せないといけない。そうでないと、我々も事務局も多忙化して、結局役割分担がはっきりしない状態で迷走してしまうこともある。せっかく専任事項も決まったわけであり、例えば編集作業などは専任事項だと思うので事務局でやっていただきたい。そのために我々から意を聴取することは必要だと思う。しかし、編集の細部までこの場で議論するのであれば、全体が多忙化するだけで、何の解決にもならない。

教育 長： 総括評価については、目標が2行なので総括評価も2～3行程度という提案をさせていただいた。各委員から出された総括評価は、それぞれの委員が重要だと考える視点だと思うので、これをまとめさせていただいて、ある程度の分量に圧縮させていただこうと思う。その作業の中で、中柱や小柱として下の項目に移動できるものについては、そちらで生していきたい。そして次回の定例会をこの議案審議の最終回にさせていただきたいと思うので、そこでお認めいただけるように、今日の御意見を踏まえて教育政策課でまとめて、次回定例会に再提出という形をとらせていただきたい。

教育政策課長： 委員の間でいろいろな考え方があると思うので、どのあたりを中心に考えているのか、御意見をいただけないだろうか。次回はある程度フィックスしたいと思っているので、できれば各章で「このところは必ず入れてほしい」というような御意見をいただければありがたい。

溝口委員： 裁量枠というキーワードは今回書かないということだったが、裁量枠は静岡県の部活動のあり方の問題の根幹であると思う。裁量枠を抜きにして静岡の部活動のあり方は語れないので、裁量枠について次回の取組としてぜひ入れていただきたい。

委員 長： 一人ずつ皆さんに重要なことを聞いているので、ぜひこれだけは外してほしくないということを各自で発言してほしい。

斉藤委員： それを言い出せば色々あるが、皆が言えばそれへの対応をやらなければならない。そのため、まずは事務局でまとめて編集してもらって、それで「他にもこういう意見がありました」という形で表現してもらってはどうか。

委員 長： 9月の県議会定例会に出さなければいけないが、最初に出した案が全部やり直しになってしまって、それでまたこのような審議をして、また作ってまたやり直しということになると、永遠に賽の河原の石積み

のようになってしまう可能性がある。言っておきたいことはここで言っておいて、事務局として重複する部分は載せないと判断したことについては載せないということで、我々は納得するしかないのではないかと。

興 委 員： 教育政策課長の責任の下で全体を総括して、その案を各委員に投げかけて意見をいただくようにすれば良いのではないかと。委員の方々がファーストアクションはとったのだから、これらをどうコンサイズするかは事務局の能力の問題だと思う。その上で、「こういう素案をまとめたがいかがか」ということで各委員に打診すれば、各委員もあまり自分のところだけに重点を置くのではなく、全体の中でどう落としたらよいのかの工夫が出てくると思う。その上で、キャッチボールしながら次回の会議で審議すればよい。

齊 藤 委 員： 章ごとに「これは外してほしくない」と各委員が言ったほうがよいということか。

教育政策課長： 事務局としては柱があった方がまとめやすい。

齊 藤 委 員： それでは言わせてもらうが、先生方の多忙化の問題とスマホを規制する問題について触れていただけるとありがたい。

委 員 長： 取り立てて発言される委員もいるし、今までの意見の中で思いは伝わっているのだから、それについては議事録をよく読み返していただいて、それでまとめていただきたい。それが編集者としての力だと思うので、それをお願いする。

教 育 監： この表題の範囲の中でということと、平成 25 年度対象という書類としての性格があるので、そこは御理解いただきたい。

それから、先程「ホチキス」というキーワードで指摘があったが、我々もこれまで課題意識が全くなかったわけではないので、それは潜在的なものとして受け止めて、教育委員に色々とお諮りしていく。それについては少し時間がかかるかもしれないが、そのように事務局は務めていく。

興 委 員： 溝口委員が言ったことについて確認を取っておきたいが、基本的には平成25年度の教育委員会の点検評価活動なので、先程の御発言は平成25年度までに顕在化して、その時にどうであったかを御発言されていたのか。そのようなメッセージは皆で議論をして記録として残していかなければならない。

溝 口 委 員： 体罰の審議の際に。裁量枠のあり方について意見を出している。「それで体罰と裁量枠の問題が顕在化したので、裁量枠のあり方を検討しよう」という提案が議事録にあるはずである。

興 委 員： そうであれば、そういう流れの中でまとめればよいと思う。

溝 口 委 員： 教育監がイニシアティブをとってまとめてほしい。

委 員 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 本案を継続審議とすることに異議はないか。

全 委 員：（異議なし）
委 員 長： 第19号議案を継続審議する。

報告事項1 教職員コンプライアンス委員会の開催結果

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 教職員コンプライアンス委員会の開催結果」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： ハラスメントが何であるか。別添資料27頁にある「本指針で取り扱うべきハラスメントの範囲」の前に、ハラスメントとは何かこの規定の中に明確に出てこない。ハラスメントのうち、モラル・ハラスメントとセクシャル・ハラスメントの2つについて取り扱うとし、途端にモラル・ハラスメントの記述になっている。ハラスメントが何であるのをはっきりさせておかないと対応が難しいのではないかと感じるが、その議論はなかったのか。

教 育 次 長： コンプライアンス委員会でもそこがまさに議論になったところであり、「定義の範囲が広い」、「事例の積み上げがないとわからない」、「ハラスメントの定義そのものがはっきりしていない」という意見が出たので、それは今回引き取って検討するとした。

興 委 員： 次回に出されるということか。

教 育 次 長： そうである。

興 委 員： ハラスメントはもう社会に共有されている概念だと思う。ハラスメントが何であるかを明示して、そのうちモラル・ハラスメントとセクシャル・ハラスメントをこうする、と説明するのが普通のやり方だと思う。その意味で、せっかく指針として「ハラスメントの防止等に関する指針」を取り上げるのだから、ハラスメントを明示して、その上で取り扱うハラスメントとしてモラル・ハラスメントとセクシャル・ハラスメントとするというのが指針のあり方として必要だと思う。この観点に立って指針のあり方を検討して、教職員コンプライアンス委員会に付議してほしい。

教育総務課長： 承知した。

溝 口 委 員： セクシャル・ハラスメントについてであるが、別添資料6頁・7頁で実際起きているセクハラわいせつを見ると、教職員間だけでなく生徒に対するセクハラわいせつもある。報道にあるように、静岡県ではセクハラが発生件数が多いように感じられるが、顕在化できていることでもあると思う。社会学で言うと、顕在化できているということは、自浄作用があることである。決して恥しいことではなく、しっかり受け止めるべきである。ただ、この数字で被害が教職員間のセクハラについては書いてあるが、当たり前ことができなくなっているという現実がある。生徒に対すると数字を見ても、やはりパーセンテージが

大きく教職員間と同じくらいの件数になっている。逆に、例えば大学の教員でも、男性は女性と面談をする際は絶対にドアを開けたままにしている。ドアを閉めると後でどのように訴えられるかわからないので、自己防衛としてきちんと行われているのである。世間での自己管理やリスク管理はそのようになっており、それは我々もしていけないといけない。

また、この件数を見ると、生徒へのアカデミック・ハラスメントも実際にはあると思う。その点に関して焦点がぼやけている部分があるように感じるが、いかがか。

教育総務課長： 本人の行動に訴える記述が多く、面談時にドアを開けておくなどの対策が少ないのは事実であるので、今後検討していく。

興 委 員： 溝口委員の御意見は、ここでいうモラル・ハラスメントの概念としてアカデミック・ハラスメントも入るということか。

溝 口 委 員： ハラスメントの定義は大きく、セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどもあって収まらないのが実際だと思う。

教育総務課長： セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント以外にも、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、キャンパス・ハラスメント、アルコール・ハラスメントと、いろいろある。

委 員 長： 人権侵害や名誉毀損の場合は現行法律で対応できるが、ハラスメントという概念がでてきたのは、法律ではなかなか処罰できないものの、職場の仕事がしにくくなる状況に対応するためである。職場の業務環境を良くするために、どのようにこの問題を解決していくかということで、実務的な問題から出てきた概念である。先程教育次長が言ったように、問題が出てきた場合にその事例を加えていくということではいいのではないか。ここで厳密に定義できないからこそ外来語を使って、実際に行政の現場や民間の職場でも、それで動かさざるを得ないのが現状である。そのため、問題が起きたら加えていくという考え方でいいのではないか。

高 橋 委 員： この指針は、今は（案）となっているが、今後どうなる予定なのか。2月のコンプライアンス委員会のときに作成するのか。

教育総務課長： 年2回の開催だが、本年度中に作成する。

高 橋 委 員： きちんとした指針として出していくということではいいか。

教育総務課長： そうである。

溝 口 委 員： 資料 30 頁の「教職員の責務」であるが、ハラスメントを見聞きした場合の対応が一番大事である。例えばハラスメント対策委員会のような組織がないと、どのようにして駆け込み寺を確保するのか。多くは管理職、上司が窓口となるが、上司がハラスメントの加害者であることもありうる。各学校では、どこが窓口となっているのかをきちんと明記するべきである。上司以外にも2つくらいの窓口を用意するべきである。「速やかに注意する」などのレベルではなく、深刻で事件化する

る状況もありうるので、慎重に対応してほしい。

興 委 員： 今の御意見は、27頁の指針の中に、そのことが分かるように明記していけばいいと思う。どこでも行われているハラスメントの防止対策委員会など、そのような活動を見ると後手に回っていると思う。

教育総務課長： その内容は30頁に明示してある。

興 委 員： 30頁は読んだが、これでは限界があり、もっと掘り下げた形にしないと、組織として仕事がなかなかできないと思う。2月までコンプライアンス委員会が開かれないのだとしたら、最終版を作って相談すべきである。

教育総務課長： コンプライアンス委員会は年2回の開催だが、2回に限らず相談していきたい。

教 育 監： 実際には、各学校にはセクハラ相談員などが整備されている。指針が整ってから初めて対応を始めるものではないことを申し上げておきたい。

委 員 長： 今では痴漢事件は、特定の個人を陥れるために訴えて、警察が軽拳妄動して大変な事態になっている場合がある。ハラスメントについても気をつけないと、特定の間人が特定の間人を陥れるために声を大にしてハラスメントと言い出すかもしれない。定義がはっきりしていないグレーの部分についての議論なので、あまり明解に物事を考えすぎてしまうとよくない。被害者の立場に立つのは大切だが、加害者と言われた人が本当にハラスメントをしたのか、あるいは教育的な立場で発言したことをハラスメントとして受けとったのか、それは第三者や組織として把握していかないと、それこそハラスメントを使った人権侵害が起こりうる。それには注意してほしいと思う。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 平成27年度教員採用第1次選考試験の結果(義務教育課)

報告事項3 平成27年度教員採用第1次選考試験の結果(高校教育課)

報告事項4 平成27年度教員採用第1次選考試験の結果(特別支援教育課)

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項2 平成27年度教員採用第1次選考試験の結果(義務教育課)」、報告事項4頁「報告事項3 平成27年度教員採用第1次選考試験の結果(高校教育課)」、報告事項5頁「報告事項4 平成27年度教員採用第1次選考試験の結果(特別支援教育課)」について、林義務教育課長・渋谷高校教育課長・渡邊特別支援教育課長より一括して説明願う。なお、質疑は3課の報告後にまとめて行うものとする。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： < 報告事項についての説明 >

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： 「大学院修士課程 1 年生の特例受験者」とはどのような特例なのか。

高校教育課参事： 現在、大学院 1 年生である者が採用試験を受験し、成績が良ければ合格となる。しかし、翌年も大学院 2 年生として大学院に在籍することになるので、その 1 年間は合格の権利を保有して、1 年後に、本人の意思を確認した上、改めて採用候補者とするものである。

興委員： 候補者リストの有効期間は 2 年間か。

高校教育課参事： そうである。

興委員： 1 年目にこの特例を使わなくても、次年度まで有効なのか。

高校教育課参事： 大学院 1 年生のときの合格であり、翌年が有効になる。

興委員： 大学院 2 年生で受験するときは、一般の人と同じく通常の枠となるのか。

高校教育課参事： そうである。

興委員： 大学院修士課程 2 年生で受験する人はどれくらいいるのか。

高校教育課参事： そこまでの集計はしていない。ここでは分からない。

教育次長： 今後の集計の際には、整理していきたい。

委員長： 2 次選考後の最終的な倍率はどれくらいになる予定なのか。

教育長： 1 次の倍率のほぼ倍程度を予定している。

委員長： 先日の地域とともにある学校づくり検討会で藤原和博氏が発言されていたが、適任の人材を選ぼうとすると採用倍率には 7 倍の倍率が必要である。7 倍程度あれば「選んだ」ことに価値が出てくるが、それ以下であれば人数あわせで採用することになりかねないので、要注意であるとのことであった。

昨日の移動教育委員会では、志願しやすいようにパンフレットを作ったりして、警察官の募集が非常に丁寧に行われていることを知った。教員採用試験の倍率が 7 倍に達していない以上、もう少し「教員になりたい」という気持ちを起こさせる努力をしてほしい。

溝口委員： 警察のパンフレットでは、キャリアモデルとして普通の女子が強い警察官になったり、高校球児が警察官として活躍したり、具体的な例が載せられていた。また、警察は男性社会だと思われているが、意外と女性の職場として女性に手厚いシステムもあった。教員のイメージも悪くなっているが、頑張っている先生や生きがいを見つけている先生もいるので、そのような例を紹介してほしい。

委員長： 教育委員長として募集要項の挨拶文を書かせてもらったが、実際の要項を教育委員にも見せてほしい。

溝口委員： 警察官の募集パンフレットは好印象であった。

委員長： 警察官や自衛官は、応募者が多くないので、募集に予算をかけているのではないか。学校の先生も「なりたい人は沢山いるので、何もせずに待っている」という時代ではなくなってきたと思う。

高校教育課長： 警察官や県庁職員などは資格職種ではないので、受験のための勉強

をしていない受験者も受験しており、それで6倍程度の倍率になっているという面もある。教員志望者は必ず教育実習を済ませ、教員免許を取得しているので、その点では一概には比較できない。

溝口委員：盲点になっていると思うのは、事前研修として警察では「教官」のもとで警察官を作っていく期間が半年ほどある。逆に教員は採用された時点で資格を持っているため、実際には準備ができていないのに、いきなり現場に入っていくということもある。資格があればすぐに先生になれるわけではない。

委員 長：有為な若者に静岡県の先生になってほしいと思うので、要望したものである。

他に異議はないか。

全委員：（特になし）

委員 長：報告事項2、3、4を了承した。

【閉会】

委員 長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成26年度第9回教育委員会定例会を閉会とする。